

里庄町プレミアム商品券取扱加盟店募集要項

令和元年6月
里庄町

1 発行目的

消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とし、プレミアム商品券を発行する。

2 事業概要

- (1) 発行元 里庄町
- (2) 商品券名称 里庄町プレミアム商品券（以下「商品券」という。）
- (3) 販売金額 1冊5,000円分（額面500円×10枚綴り）を4,000円で販売
- (4) 購入限度額 購入対象1人につき25,000円（5冊）まで
- (5) 購入対象 約2,200人【見込み】（扶養外住民税非課税者、3歳未満児世帯主）
- (6) 商品券販売期間 令和元年9月24日（火）から令和元年12月27日（金）まで
- (7) 使用期間 令和元年10月1日（火）から令和2年2月28日（金）まで

3 商品券の取扱いについて

(1) 遵守事項

- ア 商品券は物品の販売又はサービスの提供等の取引において使用可能となります。
- イ 使用金額が商品券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとします。
- ウ 商品券を現金に換金することはできません。
- エ 使用期間を過ぎた商品券は無効となります。

(2) 使用対象とならないもの

- ア 製造たばこの購入
- イ 出資、債務又は振込手数料等の支払
- ウ 国税、地方税や使用料等の公租公課
- エ 商品券やプリペイドカード等換金性の高いものの購入
- オ 事業活動に伴い使用する原材料、機械類及び仕入商品等の支払
- カ 不動産に係る支払
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ク 現金への換金、金融機関への預け入れ
- ケ 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるもの、公序良俗に反するものへの支払

4 取扱加盟店申込資格

里庄町内に店舗、事業所等を有する事業者で、町内の店舗等により商品券を利用可能と

することができる者のうち、次の(1)から(3)に該当する事業者を除く。

- (1) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (2) 上記3(2)「使用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- (3) その他町長が不相当と認める事業者

5 取扱加盟店の責務

- (1) 取扱加盟店であることが明確になるよう、町が提供する掲示物を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券の転売、譲渡及び換金を行わないこと。
- (3) 商品券を受け取るときは、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券でないかを確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに里庄町企画商工課まで報告すること。
- (4) 商品券を受け取ったときは、他店での使用を防止するため裏面の所定欄に取扱加盟店名を必ず記入し、既に取扱加盟店の記入がある場合は受け取りを拒否すること。
- (5) 受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱加盟店の責務とする。
- (6) 本事業の実施に当たっては、里庄町と適切な連携体制を構築すること。

6 商品券の換金

(1) 換金方法

町が指定する金融機関を受取金融機関として登録すること。登録した金融機関で換金手続後、指定口座に入金されます。

(2) 換金手続き期間

令和元年10月1日(火)から令和2年3月13日(金)まで

※期間を過ぎた場合の換金手続きには一切応じません。

(3) その他

ア 換金には、町が指定する金融機関の口座を保有しているか、新たに口座を開設する必要があります。

イ 換金手続きから指定口座への入金まで3～4週間程度要します。あらかじめご了承ください。

ウ 換金手数料はかかりません。

7 申込について

(1) 申込方法

この募集要項の内容に同意のうえ、「里庄町プレミアム商品券取扱加盟店登録申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し、次の提出先へ提出してください。

申込書は里庄町ホームページからダウンロードができるほか、里庄町企画商工課及び浅口商工会でも配布します。

(2) 提出先

〒719-0398 浅口郡里庄町大字里見 1107-2

里庄町企画商工課 宛

(3) 申込期間

令和元年7月1日(月)から8月2日(金)(消印有効)まで

(上記期間を過ぎても申込は可能ですが、チラシ等掲示物に掲載できない場合があります。)

(4) 申込後の審査等

申請のあった事業所について、町の審査を経て取扱加盟店として承認します。承認された事業所には、説明会案内書を8月中旬から下旬ごろ郵送又はFAXにて送付します。(9月上旬に取扱加盟店を対象とした説明会を開催予定)

(5) 取扱加盟店登録証明書

承認された事業者には、「取扱加盟店登録証明書」を発行し、説明会の際にお渡しします。換金手続に必要となりますので、紛失しないように保管してください。

(6) その他

町内に複数店舗がある場合は、それぞれの店舗ごとに申請してください。

8 その他

(1) この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店としての登録を取り消す場合があります。

(2) 内容について今後変更が生じる場合があります。その際は町ホームページでお知らせします。

9 問合せ先

里庄町企画商工課(担当 藤田)

〒719-0398 浅口郡里庄町大字里見 1107-2

電話: 0865-64-3114

FAX: 0865-64-3126

E-mail: kikaku@town.satosho.lg.jp